

〔論 文〕

児童養護施設における心理的ケアの枠組みについて

札幌学院大学大学院臨床心理学研究科 村 澤 和多里

はじめに

児童養護施設は児童福祉法41条ののっとり、何らかの理由で“保護者がいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設”である。児童養護施設は、そもそも、1929年に制定された「救護法」においては「孤児院」と呼ばれていたが、1948年の「児童福祉法」の制定に伴い「養護施設」、さらに1998年の同法の改定によって「児童養護施設」と改称された。その歴史の中で社会的機能も変化しており、孤児院においては保護者のいない孤児、また終戦からまもなくの間は戦災孤児の養護が大きなものであったが、時代とともに保護者のいない孤児の割合は減っていき、その施設に入所している児童(以下、「入所児童」)の質も大きく変化している。

特に近年は、児童虐待問題が深刻化する中で、入所児童のうち心理的なケアを必要とする児童の割合が増加しているといわれ、厚生労働省は1999年度より児童養護施設における被虐待児の心理的ケアを目的として臨床心理士の配置を開始し、2006年度からは心理職の常勤配置を進めている。

しかし、確かに入所児童の多くに虐待された経験が認められるようになってきているとはいえ、虐待の後遺症(主にトラウマに起因する症状)に焦点を当てたモデルが、児童養護施設における心理的ケアにふさわしいものであるかどうかは検討の必要がある。実際、筆者が協力者らと行ってきた調査においては、入所児童の抱える心理的問題の多くが、過去の被虐待体験とは異なった文脈で生起していることが見受けられた(村澤・佐藤, 2006)。

本稿では、これまでの被虐待体験によるトラウ

マに焦点を当てた心理療法モデルを批判的に検討するとともに、児童養護施設において児童の置かれている状況に照らし合わせた新たな心理的ケアの枠組みについて検討する。

なお、本稿では「心理療法」を治療的な側面の強い概念として、「心理的ケア」を養育的な側面の強い概念として用いる。

1. 「トラウマ」というパラダイム

わが国において被虐待児への心理的ケアに目が向けられるようになったのは、1990年代であるが、その理論的牽引役となったのが精神科医の西澤哲である。西澤の考えは、被虐待児を対象にした豊富な臨床経験に裏打ちされたものであり、示唆に富むものであるが、そのまま児童養護施設における心理的ケアに適応されるべきかについては慎重になる必要がある。

(1) 虐待が児童の心理におよぼす影響

西澤(1999)によると、被虐待体験によるトラウマは、PTSD(心的外傷後ストレス障害)といった単一の精神医学的症状にとどまらず、行動や人格の形成にまで至る広範な影響を児童に与えるという。虐待が児童の心理におよぼす影響としては、①自己イメージと他者イメージへの影響、②感情体験への影響、③自己の安定性への影響、④虐待関係の再現傾向、⑤解離現象の5つが指摘されている。児童の人格形成に直接的な影響を与えるばかりでなく、その基盤となる愛着形成や、成長してから対人関係を築いていく力にも多大な影響を与えるのである。

西澤は、被虐待体験が愛着形成を著しく妨げることを指摘しており、不特定者にまわりつよ

うに関わりを求めたり（無差別的擬似愛着傾向）、誰とも情緒的な結びつきが持てず孤立する（親密な人間関係の障害）などという問題を呈する可能性があるという。

また、「虐待の再現傾向」は、被虐待状況から解放された後も、対人関係を形成する上での障壁となる。これは、養育者・保護者という立場に関わろうとする大人に対して、挑発的な言動を示し、怒りや暴力を引き出させるといった被虐待状況の人間関係を再現してしまう傾向のことであり、西澤（2004）は、このような現象が生起するメカニズムについて、被虐待児は虐待的対人関係を内在化させ人格の一部に組み込んでしまうため、無意識のうちに他者をそのパターンに引きずりこんでしまうと説明している。

児童養護施設においては、このような後遺症を引きずった児童が入所するケースが多いため、さまざまな対人関係上の困難が生起することが考えられる。

(2) トラウマからの回復プロセス

西澤（2002）は、被虐待児がトラウマからの回復するプロセスについて、ジョンソンの理論をモデルに、自身のトラウマ体験に再び直面し（再体験）、自分のなかでしこりになっている体験時の認知・感情・感覚等を解き放っていき（開放）、今まで解離・抑圧して直視していなかった体験を自分の歴史に位置づけなおすこと（再統合）の三つの段階を踏むと述べている。また西澤（2008）は、この統合において重要なことは、虐待やネグレクトなどの体験を、解離したり否認したりすることなく、自分自身の歴史の物語の一部として再編成することであるとしている。

これら被虐待児への心理療法についての西澤の考えの特徴的な点は、一貫して児童の被虐待体験を積極的に取り扱うことを重要視していることである。西澤（2008）は、セラピストが指示的介入をしないまま子どもの自由な感情表現をうながすことを中心とした“子ども中心セラピー”を批判し、非指示的な技法ではトラウマ体験を表現しようとする兆候がみられない場合、指示的な技法によってそのような体験を表現していけるよう導い

ていく必要があると述べている。

(3) トラウマ理論の危険性

しかしながら、西澤の考えには、さまざまな心理的困難を被虐待体験によるトラウマに結び付けて解釈する傾向があるように思われる。確かに、西澤が指摘するようにトラウマ体験が及ぼす影響を看過してはならないが、反対にトラウマ体験に着目するあまり、より生活に根ざしたところから生じる心理的困難を見逃すことは問題である。

上野（2006）は“児童虐待という問題を社会に訴えるこの十数年の運動は、日本において子どもの時代のトラウマ因果論の思考様式を根づかせ”たと述べ、この「トラウマ因果論」が“子ども時代に親から受けた心の傷という観点から、過去の自分の親子関係や自分自身を振り返ることを人々に要請し、他方で、犯罪をはじめとする他の社会的問題や社会的な弊害の根源も過去に受けた児童虐待だとみなす”ことを指摘している。近年の児童虐待問題についての意識の高揚の影で、社会的問題が心理学的問題にすり替えられていった側面もあり、トラウマ理論を被虐待児（さらには入所児童）全般に適応することには慎重になるべきである。

もちろん、西澤は他にもさまざまな重要な指摘をしており、わが国における児童虐待問題に対する理解を深めていく上ではたした役割は大きい。しかし、一方で、「トラウマ」という問題に焦点を当てすぎたため、その他の問題が見えにくくなってしまったことも事実であろう。

(4) ネグレクトの問題

わが国における児童虐待問題は1990年代に急激に深刻化した。その虐待の種別ごとの占める割合は変化しており、近年はネグレクトの割合が増加している。西澤の理論は明らかな虐待による被害者を念頭にしたものであったが、ネグレクトといういわば消極的な虐待が増加している状況ではトラウマ理論が現実と齟齬をきたしはじめているといえる。

近年、児童養護施設の入所児童の被虐待経験において、その70%がネグレクトであり、その割合

は徐々に増加傾向にある。また、松本（2010）の北海道における全数調査によると、ネグレクトの発生件数は生活保護下の家庭に50.9%（課税状況「不明」を除くと実に75.7%）と顕著に高く、またその52.7%が母子家庭において発生している。つまり、入所児童の多くは、貧困状況においてネグレクト状態に置かれていたということが考えられ、さらに、近年わが国の一人親世帯の相対的貧困率は50%を超えていることを考慮すると、今後ネグレクト問題はさらに深刻化していくことが懸念される。

したがって、入所児童への心理的ケアにおいては、トラウマに対するケアに加えて、ネグレクトなどによって引き起こされる愛着形成や人格形成の不全への対応も充実させていく必要があると考えられる。

2. 児童養護施設の児童の抱える心理的困難

(1) 施設内での悪循環

このように、入所児童はネグレクトされた体験や虐待によるトラウマ体験に起因する心理的困難を抱えがちであるが、加えて考慮されるべきであるのが、児童養護施設内での生活で被る心理的困難である。わが国の児童養護施設の場合、近年は改善されつつあるというものの、依然として大舍制の色彩が濃く、施設における生活自体が新たな心理的困難を生み出しているといわざるを得ない。この点について森田（2000）は、入所児童は、入所に至るまでに経験した虐待を始めとした外傷、施設入所にとまなう早期の離別体験、またそれぞれ違う心理的問題を抱えた児童集団の中で生じるトラブル、という三重のトラウマを体験すると指摘している。また大迫（2003）は、被虐待児は人間関係をつくるのが困難であるため集団生活において過剰なストレスを感じることを、また、力関係で物事を見るという側面を持って場合が多く支配-服従の関係に陥りやすいことを指摘している。これら森田や大迫の指摘は、筆者が臨床心理士として児童養護施設に関わってきた実感と一致するものである（村澤・佐藤，2006）。

また、児童養護施設における職員の勤務体制に起因する問題もある。現在の児童福祉法において

児童養護施設で直接児童に関わるケアワーカーの数は、小学生の場合は児童6人に対し1人と定められており、個別にしっかりと愛着関係ははぐくむことは大変困難であると思われる。さらに、多くの施設でシフト制の勤務体制などを行っていることを考え併せると、児童10人以上に対してケアワーカーが1人になる状況も珍しいことではない。すでに述べたように、入所児童の多くが愛着不全の問題を抱えているにもかかわらず、それがさらに強化される場合も少なくないのである。

村澤・木村（2011）は、これら入所児童の心理的問題を、児童の個人的資質、集団力動、施設環境という3つの要因からなる相互作用としてとらえ、それらが負の方向に作用しあって、個人的不適応、集団への不適応（暴力・パワーゲーム）、ケアワーカーの多忙化という現象の悪循環を生み出していることを指摘している。

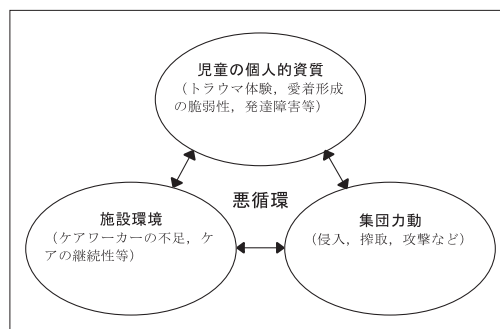


図1. 児童養護施設における児童の心理的困難の悪循環（村澤・木村（2011）を参考に作成）

(2) 社会的自立の困難

また、入所児童は社会的自立においても困難を抱えている。入所児童の多くは、もともとの家庭生活においても施設生活においても生育環境上のリスクを抱えているため、十分な人格形成をできないている場合が多い。入所児童の社会的自立を促進するためには、自尊感情、社会的スキル、見通しを立てる能力の育成が必要であると思われるが、現在の集団養育の中でそれを実現するのは非常に困難であるといわざるを得ない。しかし、その反面、養護期間には期限があるため早急な自立を迫られるという現実もある。そのため、人格が

未熟なまま社会に参加することになり、非行や不適応状態に至る例も少なくない。

3. 児童養護施設における心理的ケアの枠組みについて

(1) 児童養護施設で求められる心理的ケア

このように入所児童の置かれた状況を鑑みると、施設生活で抱える困難や、愛着形成の困難などに対応していくことの必要性が浮かび上がってくる。近年は、これらの困難を抱えた児童への働きかけとして、長期間の被虐待的な環境の中での関わりによって蝕まれた安心感・安全感を保障していくように、生活環境をマネジメントすることの必要性が共通認識になりつつある。

森田(2006)は、長期にわたる施設での臨床経験から、生活環境の安定性と不変性が保証されるようなマネジメントの重要性を指摘しており、そのような環境において愛着形成の機会や、人格を肯定される機会を保障することなどを重視している。

西澤(1999)も同様に生活環境をマネジメントする必要性を指摘しているが、西澤と森田では幾分問題のとらえ方が異なっている。西澤の場合は、虐待の人間関係の再現やパニックによる暴力的・破壊的行動などの児童の問題行動が、カウンセリングルームでよりも日常の生活場面において生じやすいため、子どもの日常生活の中でトラウマ症状に介入していくことが重要であると述べている。これに対して、森田(2001)は、児童のトラウマ体験に直接触れていくことが二次的なトラウマ体験になり得ることを指摘し、その介入にはかなり慎重でなければならないと述べている。

ネグレクトされてきた入所児童の場合はトラウマ体験が希薄でことを考えると、周囲の児童への二次的なトラウマ体験の波及を防ぐためにも、森田の述べるように生活環境の安定性を保障することが優先されるべきであろう。

(2) 児童養護施設におけるシステム論的心理療法

児童養護施設における心理的ケアの枠組みを構築する際の大きな課題は、これまでの臨床心理学

において支配的であった個体主義モデルからの脱却である。これまで、入所児童の抱える心理的困難は、養育環境に起因するトラウマや愛着不全あるいは発達障害などといった、個人の抱える問題に結び付けて理解されることが多かった。しかし、すでに述べたように、入所児童の心理的困難は、現在の集団生活でのさまざまな力動の絡み合い(あるいは悪循環)が影響している部分も大きく、児童個人にのみ焦点を当てた見方では理解することが困難である。

一例として、精神分析理論を参考に児童の不適応行動を理解する場合、過去の母子関係の歪みやその結果として的人格障害傾向に結び付けられて解釈されるかもしれない。しかし、実際には彼らにおいて問題であるのは「過去」ではなく「現在」の生活環境で起こっていることであり、母子関係や家族関係ではなく生活集団との関係が重要なのである。そもそも、精神分析理論が前提にするような母子関係や家族関係(エディプス関係)を体験しなかった入所児童が多数派となっている状況では、過去の家族関係の「歪み」を指摘することには何の意味もない。認知(行動)療法においても、個人の認知や行動に焦点を当てている以上は、やはりそのまま児童養護施設における心理的ケアに適応することは難しい。入所児童の心理的困難を理解しケアの枠組みを確立するためには、個々の児童を生活集団の力動の中で理解していくことが必要である。

このような観点から、近年、児童養護施設や児童自立支援施設において日常生活場面で介入を行う「環境療法」(レドル)が注目されているが、その理論的基盤は個体主義的な臨床心理学理論に依拠している部分が多く、「環境」を査定し介入する上では未熟なものであるといわざるを得ない。

筆者は「環境療法」を真の意味で実現するにはシステム論的なアプローチが必要であると考えている。システム論的なアプローチとは、出来事を様々な相互作用の集合と見なし、その集合全体(システム)の生成や変化のプロセスを分析していくものである。児童養護施設における実践に当てはめると、入所児童の抱える様々な心理的問題を、

個人的資質—集団力動—施設環境—家族環境—社会制度などの相互作用の中で生起するプロセスとして分析することを意味する。すなわち、児童養護施設におけるシステム論的心理療法とは、児童の暴力や退行などをシステム全体に起きている機能不全の一部として捉え、児童とケアワーカーとの関係、児童集団との関係、児童と学校との関係、児童相談所の方針との関係などに介入を行っていくことで児童の心理的問題を解消していくものである。

システム論的アプローチを用いた児童養護施設における心理的ケアの枠組みについては模索段階であるが、筆者の数少ない実践例としては、定期的に大学生ボランティアによる学習指導やグループワークを行うことで、ケアワーカーが心理的問題を抱えている児童とじっくりと関われる時間を創出し、またボランティアによっても児童の生活感情をゆっくりと受容される機会を保障する試みを行い、効果を得たという事例があげられる (村澤・木村, 2011)。しかし、ある程度はその輪郭が浮かび上がっているとはいえ、方法、効果、理論的枠組みのいずれにおいてもより深い検証をしていくことが今後の課題である。

〈引用文献〉

- 西澤哲 (1999) : ト라우マの臨床心理学 金剛出版.
- (2004) : 虐待を受けた子どもの心理とケア 月間福祉 87(7), 40-42.
- (2008) : 虐待を受けた子どもの心理的ケア 現代のエスプリ500, 134-146 至文堂.
- 松本伊智朗 (2010) : 子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究 (平成20年度厚生労働省科学研究報告書).
- 森田喜治 (2000) : 児童養護施設での自立支援に向けてのプレイセラピーの実践 母子健康情報 42, 91-94.
- (2001) : 児童養護施設におけるカウンセリング 世界の児童と母性 26-29.
- (2006) : 児童養護施設と被虐待児—施設内心理療法家からの提言— 創元社.

- 村澤和多里・木村香文 (2011) : 児童養護施設におけるグループ・ワークの試み 作大論集 1, 227-238.
- 村澤和多里・佐藤正人 (2006) : 児童養護施設における子どもの相互行為儀礼について とちぎ子ども学会年報12, 12-18.
- 大迫秀樹 (2003) : 虐待を受けた子どもに対する環境療法—児童自立支援施設における非行傾向のある小学生に対する治療教育— 発達心理学研究14, 77-89.
- 上野加代子 (2006) : はじめに 上野加代子(編著) 児童虐待のポリティクス 明石書店, 3-9.